**成田市ふるさと寄附金謝礼品協力事業者募集要項**

（目的）

第１条　ふるさと納税制度による本市への更なる寄附の促進、地元特産品や観光ＰＲ等の地域振興を目的とし、寄附者に謝礼品として贈呈する商品やサービスを取扱いする事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

（受託業者）

第２条　事業の効率的な運営、安心安全を考慮した謝礼品の手配、寄附者・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、謝礼品における取扱業務全般を下記受託業者へ委託する。

受託業者 レッドホースコーポレーション株式会社

住 所：東京都墨田区横網1-10-5　KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2F

T E L：070-8831‐6127　 　F A X：050-3606-7372

（協力事業者の要件）

第３条　市が募集する協力事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。

（１）各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。

（２）原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが市内にある企業・団体または個人業者であること。

（３）代表者等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない者であること。

（４）個人情報の取扱を厳重に取り行えること。

（５）市税の滞納がないこと。

　 　　※ただし、上記の要件を満たしても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

（謝礼品の要件）

第４条　謝礼品は、次に掲げる要件をいずれも満たしている商品等とする。

（１）成田市の魅力を感じられるものであり、観光ＰＲ等の地域産業の振興につながる要素をもつ商品・サービスであること。

（２）市内で生産、製造、加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供されるサービス、市の観光ＰＲ事業に関連するもののいずれかに該当していること。

（３）品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。

　　　　　(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものはこの限りではない。）

（４）受託業者が必要とする書類の提出が可能であること。

２　謝礼品の区分について、寄附金額に応じて次の区分の商品等を募集する。

（いずれも税込、送料込）

区分①市場価格が1,500円程度(5千円以上～1万円未満の寄附者対象)

区分②市場価格が3,000円程度(1万円以上～1万5千円未満の寄附者対象)

区分③市場価格が4,500円程度(1万5千円以上～2万円未満の寄附者対象)

区分④市場価格が6,000円程度(2万円以上～2万5千円未満の寄附者対象)

区分⑤市場価格が7,500円程度(2万5千円以上～3万円未満の寄附者対象)

区分⑥市場価格が9,000円程度(3万円以上～3万5千円未満の寄附者対象)

区分⑦市場価格が10,500円程度(3万5千円以上～4万円未満の寄附者対象)

区分⑧市場価格が12,000円程度(4万円以上～4万5千円未満の寄附者対象)

区分⑨市場価格が13,500円程度(4万5千円以上～5万円未満の寄附者対象)

区分⑩市場価格が15,000円程度(5万円以上～6万円未満の寄附者対象)

区分⑪市場価格が18,000円程度(6万円以上～10万円未満の寄附者対象)

区分⑫その他、高額商品については個別提案による(10万円以上の寄附者対象)

◆指定の受託業者へ上記価格帯商品を提案(小売価格)すること。

（申込期間及び申込方法）

第５条　協力事業者は、随時募集する。

２　謝礼品の提供を希望する協力事業者は、成田市役所シティプロモーション部観光プロモーション課に次のとおり申し込み後、受託業者と謝礼品について調整をすることとする。

（１）協力事業者の登録申し込み

協力事業者の登録をする場合は、「成田市ふるさと寄附金謝礼品協力事業者登録申込書（第１号様式）」に、必要事項を記入して提出すること。

（２） 協力事業者・謝礼品等の決定

申込内容等を総合的に判断して、協力事業者・謝礼品等を決定する。

（３） その他

市及び受託業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、別途提出すること。

（その他）

第６条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要項は、平成２９年１１月１日から施行する。

この要項は、平成３１年１月１日から施行する。

この要項は、令和２年１０月１日から施行する。

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

この要項は、令和５年１０月１日から施行する。